

平成27年7月期 木城町農業委員会総会会議録

開催期日	平成27年7月28日(火) 午前8時55分～12時00分まで
出席委員	(12人) 1番：鎌田勝敏 2番：工藤久美子 3番：関谷幸市 5番：押川和夫 6番：山田秋吉 7番：田中俊二 8番：堀田計一 10番：後藤ミホ 11番：西 和浩 12番：久保一美 13番：坂本康充 14番：澁谷浩一
欠席委員	(0人) なし
出席職員	事務局長：押川道彦 専門監：三隅秀俊 主事：小野大希
会議録署名委員	3番：関谷 幸市 6番：山田 秋吉
議事日程	平成27年7月28日(火) 1日間
報告	(1) 7月の行事報告について (2) 農地転用事前調査報告について(4条 1件、5条 2件) (3) 農家相談日結果報告について(相談なし) (4) 各委員活動報告について (5) 事務局報告について ① 合意解約書の提出について(3件) ② 農地改良届の提出について(1件) ③ 農地相談員の活動について ④ その他
会議事件	議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 議案第32号 農地法第4条の規定による許可申請の承認について 議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について 議案第34号 農用地利用集積計画(所有権移転)について 議案第35号 農用地利用集積計画(利用権設定)について 議案第36号 農地移動適正化幹旋事業の実施について
議長(会長) 鎌田 勝敏	ただ今から平成27年7月期の総会を開会いたします。 本日の出席委員は12名中12名の全員出席ですので、総会は成立しています。 まず、議事録署名委員の指名ですが、私の方から指名させていただきます。 何かご異議はありませんか。 (異議なし) それでは、3番：関谷幸市委員 6番：山田秋吉委員にお願いします。 次に、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の三隅氏と小野氏を指名いたします。 それでは、議事に入ります。まず、議案第31号は、農地法第3条の規定による許可申請の承認についてであります。事務局長の朗読と説明をお願いします。

<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>それでは、総会資料11ページをお願いします。 議案第31号農地法第3条の規定による許可申請の承認についてです。 【議案第31号受付番号15番、16番、17番、18番について朗読後、説明】 受付番号15番は、譲渡人H. Hさん、譲受人H. Yさんです。申請地は、土地表示 大字椎木字狐藪 地目 畑 1筆 面積76㎡ 移動区分 使用貸借で賃借料は無、経営状況は家族2名労働力2名 経営面積は49,425㎡ 家畜なし 移動の理由 農業者年金に伴う使用貸借 担当委員は6番山田委員です。  受付番号16番から17番、18番は、先程事務局報告のありました合意解約28番から29番、30番と同じ場所です。  受付番号16番は譲渡人M. Tさん、譲受人Y. Sさんです。申請地は、土地表示 大字椎木字陣ノ内 地目 畑 面積620㎡ 合計3筆 1,051㎡ 移動区分 賃貸借で賃借料は10aあたり15,000円、経営状況は家族5名 労働力5名 経営面積は19,502㎡ 家畜牛68頭 肥育2頭 子牛43頭 移動理由は更新。担当委員は6番山田委員です。  受付番号17番は譲渡人M. Sさん、受付番号16番の譲受人Y. Sと同じです。申請地は、土地表示 大字椎木字小並原 地目 畑 面積3,396㎡ 1筆 移動区分 賃貸借 賃借料は10aあたり15,000円。経営状況は受付番号16番と同じです。移動理由は更新。同じく担当委員は6番山田委員です。  受付番号18番は譲渡人M. Nさんの代表相続人M. Sさん、譲受人は、受付番号と同じY. Sさんです。申請地は、土地表示 大字椎木字陣ノ内 地目 畑 面積620㎡ 合計3筆 13,553㎡ 移動区分 賃貸借 賃借料は10aあたり15,000円、経営状況は受付番号16番と同じです。担当委員は同じく6番山田委員です。 以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、事務局の説明が終わりましたので、受付番号15番について担当委員の山田委員の説明をお願いします。</p>
<p>(6番) 山田 秋吉</p>	<p>本案件につきましては、農業者年金に係る再設定のための使用貸借です。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>つづきまして受付番号16番17番18番につきましては更新ということですので担当委員6番の山田委員の説明は省略します。 それでは、議案第31号農地法第3条の規定による許可申請の承認について質疑のある方は挙手をお願いします。</p>

(11番) 西 和浩	受付番号16番から18番は、合意解約とのことで再度契約となっていますが何か理由があるのでしょうか。
事務局 (専門監)	この案件につきましては、譲受人Y. Sさんの作付の体系に合わせたいとのことで合意解約され、再契約になっています。
(11番) 西 和浩	こういう場合も更新ということになるのでしょうか。
議長(会長) 鎌田 勝敏	作付体系による期間の変更のみで前回の契約内容のまま変更はないということなので更新と考えます。ご理解いただけますか。
(11番) 西 和浩	はい、判りました。
(12番) 久保 一美	合意解約前の期間は後いつまでであったのでしょうか。
事務局 (小野主事)	以前の契約が平成24年10月29日から平成27年10月28日までの3年間の3条申請。今回が今年の8月15日から平成32年8月14日までの5年間となっています。作物の収穫時期に合わせられるとのことでの変更と契約期間が3年から5年になることでの変更です。
議長(会長) 鎌田 勝敏	よろしいでしょうか。
(12番) 久保 一美	判りました。賃借料は、以前も10a当り15,000円でしたか。
事務局 (小野主事)	当時も同じです。
議長(会長) 鎌田 勝敏	他に質問は無いでしょうか。 (質疑無し) それでは、その他質疑は無いようですので議案第31号農地法第3条の規定による許可申請受付番号15番・16番・17番・18番の承認についてお諮りします。この案件につきまして賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ということで議案第31号受付番号15番・16番・17番・18番 農地法第3条の規定による許可申請につきましては原案のとおり承認可決といたします。
議長(会長) 鎌田 勝敏	つづきまして、議案第32号 農地法第4条の規定による許可申請の承認について事務局長の朗読と説明をお願いします。
事務局 (事務局長)	それでは、14ページをお願いします。議案第32号 農地法第4条の規定による許可申請の承認についてであります。 受付番号4 申請人H. Y 土地表示 大字椎木字赤谷原 地目 畑 面積1,000㎡ 転用目的 牛舎、進入路、運動場、ロール置場 となっています。

事務局 (事務局長)	先程、転用調査で関谷農地部長から説明がありましたとおり、既存の進入路の崩落に伴い新たに進入路を整備されるということです。施設概要 牛舎 126.75 m <sup>2</sup> 、進入路 69 m <sup>2</sup> 、運動場 505.75 m <sup>2</sup> 、ロール置場 370.5 m <sup>2</sup> 計 1,072 m <sup>2</sup> で 72 m <sup>2</sup> は山林となっています。牛舎については、2 a 未満の農用施設の届出が農業委員会に以前提出されています。担当委員は、2 番工藤委員となっています。
事務局 (小野主事)	申請地の状況について、プロジェクターにより説明。
議長 (会長) 鎌田 勝敏	写真説明が終わりました。それでは、受付番号 4 番につきまして 2 番工藤委員に説明をお願いします。
(2 番) 工藤 久美子	3 番関谷農地部長と事務局の写真説明で状況はお判りいただけたと思います。既存の進入路の東側が山で崩落したため、その進入路を整備することと、今回、新たに牛の運動場と牛の飼料のロール置場の確保のためということで転用申請が出ています。よろしくお願いします。
議長 (会長) 鎌田 勝敏	説明がおわりましたので、議案第 3 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について質疑のある方は挙手をお願いします。
(1 2 番) 久保 一美	20 ページの一ツ瀬川土地改良区の意見書についてであります。以前は転用者側の主張の欄が空白でありましたが、今度から転用者の主張欄も記載することで理事会で決まりました。給水栓の使用についてであります。国の指導がありまして給水線の 1 m 下を切ることであります。今回の案件につきましては、共有地に設置されていますので H. Y さんは使用せず、隣接者が使用することでそのままとなります。
議長 (会長) 鎌田 勝敏	一ツ瀬川土地改良区は、そういうことで問題はないということですか。
(1 2 番) 久保 一美	はい、そうです。
議長 (会長) 鎌田 勝敏	他に質疑等はありませんか。 (質疑無し) 議案第 3 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について受付番号 4 番についてお諮りします。この案件につきまして賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ということで議案第 3 2 号付番号 4 番の許可申請につきましては原案のとおり承認可決といたします
議長 (会長) 鎌田 勝敏	次に議案第 3 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認についてであります。事務局長の朗読・説明をお願いします。

<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>22 ページをお願いします。議案 33 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてです。</p> <p>受付番号 8 番 譲渡人 K. K さん 譲受人 K. M さん 土地表示 大字椎木字舟橋 地目 田 地籍 387 m<sup>2</sup> 移動区分 売買 転用目的 建売住宅 施設概要 建売住宅 72.87 m<sup>2</sup> 。担当委員は 5 番 押川委員です。小丸川土地改良区区域外の農地です。資料につきましては、23 ページから 30 ページに添付してあります。</p> <p>受付番号 9 番 譲渡人 K. N さん 譲受人 K. O さん 土地表示 大字椎木字一向瀬 地目 畑 地籍 933 m<sup>2</sup> 移動区分 使用賃貸借 転用目的 農家住宅 農業用倉庫 施設概要 住宅 89.43 m<sup>2</sup> 農業用倉庫 186.15 m<sup>2</sup> 駐車場・庭等 657.42 m<sup>2</sup> 。担当委員は 6 番 山田委員です。違反転用農地で 37 ページに始末書が添付してあります。資料につきましては、31 ページから 41 ページとなっています。以上です。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、案件が 2 件ありますが、受付番号 8 番につきまして担当の 5 番押川委員に説明をお願いします。</p>
<p>(5 番) 押川 和夫</p>	<p>受付番号 8 番につきましては、先月も同様の案件がありましたが、ちょうど進入路も出来あがり、本地につきましても建売住宅用地として売買したいとのこと。ご審議の程よろしくをお願いします。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>次に受付番号 9 番につきまして担当の 6 番山田委員に説明をお願いします。</p>
<p>(6 番) 山田 秋吉</p>	<p>先程、現地転用調査説明及び事務局説明がありましたが、違反転用で始末書が入っています。33 ページに図面の申請地の中に畜舎がだいぶ前から建っていますが、口蹄疫の後は牛は飼ってられません。申請地の中に牛舎がありますが今回牛舎の一部を取り壊して農業用倉庫として使われるとのこと。追認になります。現地調査をしましたが止む負えないのではとの判断でした。排水については U さんの農地との間に排水路がありますので雨水につきましてはそちらの方へ流すとのことでした。以上です。</p>
<p>事務局 (小野主事)</p>	<p>申請地の状況について、プロジェクターにより説明</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、質疑に入らせていただきます。受付番号 8 番について質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>(8 番) 堀田 計一</p>	<p>他の用地検討とありますが、検討された農地の場所はどこですか。</p>

<p>事務局 (小野主事)</p>	<p>資料の23ページをお願いします。墓と書いてある所の北側に山がありますがこの部分です。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>堀田委員よろしいでしょうか。 (堀田委員 : はい、判りました。) 他に質疑はありませんか。 (質疑無し) それでは、受付番号8番につきましては質疑を終わります。 つづきまして受付番号9番につきまして質疑のある方は挙手をお願いします。 (質疑無し) それでは、議案第33号農地法第5条の規定による許可申請の承認について受付番号8番について賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ということであります。次に受付番号9番につきまして賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ということであります。議案第33号農地法第5条の規定による許可申請につきまして受付番号8番・受付番号9番につきましては承認可決とします。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>次に議案34号農用地利用集積計画(所有権移転)についてであります。事務局長の朗読・説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>総会資料42ページをお願いします。議案第34号 農地利用集積計画(所有権移転)について農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により下記の利用集積計画の決定を求めるものであります。 整理番号1 受付番号12 移動区分 売買 譲受人 N. M 譲渡人 I. S 土地表示 大字高城字外堀 地目 田 面積 1,020 m<sup>2</sup> 1筆 合計 1,020 m<sup>2</sup> 売買価格 450,000 円 支払方法 口座払いであります。移転時期・支払期限・引渡期限 2015年8月10日となっています。担当委員は、8番 堀田委員となっています。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>担当の堀田委員の説明をお願いします。</p>
<p>(8番) 堀田 計一</p>	<p>43ページに位置図があります。申請地はI. SさんがI. Yさんから相続された農地です。以前からN. Mさんがずっと耕作されていました。以上です。</p>

<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>説明が終わりました。ただ今から、議案第34号 農用地利用集積計画（所有権移転）受付番号12番について質疑を受付けます。質疑のある方は挙手の上質疑をお願いします。</p> <p>（質疑なし）</p> <p>それでは、質疑がないようですのでお諮りしたいと思います。議案第34号 農用地利用集積計画（所有権移転）受付番号12番について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成ということであります。議案第34号 農用地利用集積計画（所有権移転）受付番号12番については承認可決とします。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>次に、議案35号農用地利用集積計画（利用権設定）についてであります。事務局長の朗読と説明をお願いします。</p>
<p>事務局 （事務局長）</p>	<p>それでは、44ページをお願いします。議案35号農用地利用集積計画（利用権設定）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により下記利用集積計画の決定を求める。公告予定年月日平成27年8月10日。</p> <p>整理番号1番受付番号32番。移動区分 賃貸借 譲受人S. K 譲渡人 H. S 土地表示 大字高城字東宮田 地目 田 地籍 972 m<sup>2</sup> 他1筆 合計 1,986 m<sup>2</sup> 利用目的 施設園芸 始期 2015年8月10日 終期 2025年8月9日の10年間 賃借料は全部で50,000円となっています。経営面積は3.5ha 家族数5名 稼働労働力 3名 担当委員は、8番堀田委員となっています。新規であります。場所につきましては、46ページになります。</p> <p>整理番号2番 受付番号33番 移動区分 賃貸借 譲受人K. K 譲渡人 N. T 土地表示 大字椎木字柳丸 地目 田 地籍 836 m<sup>2</sup> 他3筆 合計 3,979 m<sup>2</sup> 利用目的 稲作 始期 2015年8月10日 終期 2020年8月9日の5年間 賃借料は全部で粃35kgの4俵となっています。経営面積は12.5ha 家族数4名 稼働労働力 4名 担当委員は、2番工藤委員となっています。新規であります。場所につきましては、47ページになります。</p> <p>整理番号3番 受付番号34番 移動区分 賃貸借 譲受人K. K 譲渡人 U. N 土地表示 大字椎木字大戸亀 地目 畑 地籍 7,472 m<sup>2</sup> 1筆 合計 7,472 m<sup>2</sup> 利用目的 露地野菜 始期 2015年8月10日 終期 2016年8月9日の1年間 賃借料は10,000円となっています。経営面積は12.5ha 家族数4名 稼働労働力 4名 担当委員は、2番工藤委員となっています。新規であります。場所につきましては、48ページになります。</p> <p>整理番号4番 受付番号35番 移動区分 賃貸借 譲受人K. K 譲渡人 G. A 土地表示 大字椎木字北中原 地目 畑 地籍 6,440 m<sup>2</sup> 1筆 合計</p>

<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>6,440 m<sup>2</sup> 利用目的 露地野菜 始期 2015年8月10日 終期 2020年8月9日の5年間 賃借料は10a当り 15,000円となっています。経営面積は12.5ha 家族数4名 稼働労働力 4名 担当委員は、2番工藤委員となっています。新規であります。場所につきましては、48ページになります。 以上です。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>議案35号農用地利用集積計画 (利用権設定) について、整理番号1番 受付番号32番につきまして審議したいと思います。譲受人が14番 澁谷委員本人のため、議事参与の制限により、当該事案の審議から終了まで退席をお願いします。(澁谷委員退席) それでは、担当委員8番澁堀田委員、補足説明があれば説明をお願いします。</p>
<p>(8番) 堀田 計一</p>	<p>事務局から説明のありました、H. Yさんの農地ですが、今、Hさんが借りておられます。現在、後片付けをされています。その後にSさんが借りたいとのことです。H. Yさんと話をされた結果、施設の老朽化が進んで傷んでいますが、賃借料は5万円でいいということでした。以上です。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>議案35号農用地利用集積計画 (利用権設定) について、整理番号1番 受付番号32番につきまして質疑のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし) それでは、質疑は無いようですので採決に入りたいと思います。議案35号農用地利用集積計画 (利用権設定) 受付番号32番の承認について賛成の方の挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ということで議案35号農用地利用集積計画 (利用権設定) 受付番号32番につきましては原案のとおり承認可決といたします。 (澁谷委員自席に戻る)</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>つづきまして議案35号農用地利用集積計画 (利用権設定) 受付番号33番、34番、35番につきまして審議したいと思います。12番 久保委員本人と息子さんが譲受人となりますので、議事参与の制限により、当該事案の審議から終了まで退席をお願いします。 (久保委員退席) それでは、担当委員2番工藤委員、補足説明があれば説明をお願いします</p>
<p>(2番) 工藤 久美子</p>	<p>受付番号33番ですが、以前にK. Kさんが、SUさんから田を借りていましたが、そこを合意解約されましてKAさんが買われました。その経営面積の減少分につきましてKAさんが耕作されていたN. Tさんの田をN. Tさんの了解を得てK. Kさんが賃借されるとのことです。地図は47ページに添付してあります。 受付番号34番ですが、地図が48ページになります。ここは以前にも賃貸借の契約を結ばれていましたが、5月に期限が切れていて再申請となります。新規となっていますが、実際は更新です。</p>



<p>(2番) 工藤 久美子</p>	<p>受付番号35番ですが、G. AさんからK. Kさんに耕作して欲しいとの依頼があったと聞いています。場所は48ページになります。</p> <p>賃借料ですがいずれも両方で合意されたものです。賃借の期間が5年となっていますが、いつでも合意解約はしますとのことで了解されたそうです。</p> <p>以上です。ご審議をよろしく申し上げます。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、議案35号農用地利用集積計画(利用権設定)について、受付番号33番、34番、35番につきまして質疑をお受けしたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑無し)</p> <p>それでは、質疑は無いようですので採決に入りたいと思います。議案35号農用地利用集積計画(利用権設定)受付番号33番、34番、35番の承認について賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ということで議案35号農用地利用集積計画(利用権設定)受付番号33番、34番、35番につきましては原案のとおり承認可決いたします。</p> <p>(久保委員自席に戻る)</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>つづきまして、議案36号 農地移動適正化幹旋事業の実施についてであります。</p> <p>事務局長の朗読・説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>それでは、49ページをお願いします。議案第36号をご覧ください。</p> <p>受付番号3番 申請人 H. Nさんで大字椎木字新古場 畑1筆 5,365㎡ 実施形態は売買 希望価格は10a当り500,000円であります。</p> <p>場所は、資料50ページです。</p> <p>以上で議案の朗読並びに説明を終わります。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、事務局から説明が終わりました。議案第36号受付番号3番について担当委員を2名決めていきたいと思います。</p> <p>2番工藤委員と13番坂本委員でどうでしょうか</p> <p>(全員承認)</p> <p>それでは、議案36号 受付番号3番につきましては、2番工藤委員と13番坂本委員に決定します。よろしく申し上げます。</p>
<p>協議会</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 8月の行事予定について</li> <li>2 農業委員等の公務災害補償制度加入について</li> <li>3 農地基本台帳の世帯修正作業について</li> <li>4 その他</li> </ol>

<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>以上をもちまして、平成27年7月期の総会を閉会します。</p>
	<p>この会議録は事実と相違ないことを確認し、ここに署名いたします。</p> <p>議長</p> <p>署名委員</p> <p>署名委員</p>